

(参考:道路法第 32 条に定める工作物)

占有物件		占有料	
		単位	金額
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	420 円
	第 2 種電柱		650 円
	第 3 種電柱		880 円
	第 1 種電話柱		380 円
	第 2 種電話柱		610 円
	第 3 種電話柱		830 円
	その他の柱類		38 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	4 円
	地下電線その他地下に設ける線類		2 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	370 円
	地下に設ける変圧器	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	230 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	760 円
	郵便差出箱		320 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	960 円
その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	760 円	
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	16 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		23 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メー		34 円

	トル未満のもの			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			45円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			68円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			91円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			160円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230円
	外径が1メートル以上のもの			450円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				760円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480円
	地下に設ける通路			290円
	その他のもの			760円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	96円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7	看板(アーチであるものを除く。	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円

条第1号に掲げる物件	標識		1本につき1年	610円
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1月	96円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
		その他のもの		480円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	760円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	96円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				76円
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.013を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.013を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額